

中国税務及び 投資情報

企業持分の資本出資に関する 新規定(草案)

概要

新会社法(第3回改正版、2006年施行)第27条は、株主が資本出資を貨幣または非貨幣資産をもって行える旨を規定していますが、資本出資に適格な非貨幣資産の範囲については例示列挙(現物資産、知的所有権、土地使用権)を行うにとどまっています。文面上は株式あるいは持分は資本出資の適用範囲から除外されていませんが、実務上の指針が十分に整備されていないため、多くの地方政府で持分を用いた出資は認められていませんでした。2006年より特定の地域(上海市、江蘇省、浙江省、重慶市、山東省、広東省等)において持分出資を試行的に認めています。外商投資企業は当該試行範囲に含まれていませんでした。2009年に企業の登記を管轄する国家工商総局(以下、「工商総局」と略称)が『持分出資登記管理弁法』(以下、「登記弁法」と略称)を公布し、持分出資が出資方法の一つであることが正式に確認されました。

先日、持分出資方式による外商投資企業の新設や増資、内資企業から外商投資企業への変更について規定した『外商投資企業の持分出資に関する管理弁法(草案)』(以下、「管理弁法(草案)」と略称)が発表され、2011年5月20日までの間、当草案に対する意見の募集が行われました。以下、管理弁法(草案)の内容について解説します。

現行の規定

2009年公布の現行登記弁法は全14条で構成されており、持分の適格性、持分出資に対する制限、評価手続、出資審査及び登記等について規定されています。ここで持分の資本出資とは、ある投資者が自己の保有する中国国内企業（以下、「持分企業」と略称）の持分を、他の中国国内企業（以下、「被投資企業」と略称）に投資として出資することと定義されています。登記弁法の内容は以下の通りです。

- ▶ 資本出資に用いる持分は、権利関係が明確であり、法的に権利内容が完全であり、かつ譲渡可能である必要がある。
- ▶ 持分とその他の非貨幣資産による資本出資額の合計が、被投資企業の登録資本金の70%を超えてはならない（会社法の規定と一致）。
- ▶ 出資に用いる持分は、国内の評価機関による評価を受ける必要がある。
- ▶ 出資とする持分は、被投資企業の設立日から1年以内に注入されなければならない。増資の場合は資本金の変更登記前に注入されなければならない。（設立日から2年以内の資本金全額の払い込みを規定している会社法よりも工商総局の要求が厳しい）。
- ▶ 出資の完了を示す验资報告書を入手する必要がある。

公布予定の規定

登記弁法は外商投資企業を被投資企業の範囲から除外してはませんが、外商投資企業に対する特別な規定も設けていません。この点に関して、2011年5月4日に商務部は管理弁法（草案）を発表し、意見を求めています。

管理弁法（草案）では、持分出資により設立される外商投資企業は商務部または省、市レベルの商務部門の承認を受けなければなりません。以下の3種類の持分出資がその対象となります。

- ▶ 外商投資企業の新設
- ▶ 内資企業に増資することにより外商投資企業へ変更される場合
- ▶ 外商投資企業に増資することにより資本構成が変更される場合

管理弁法（草案）は特定の種類の資本取引を対象にしており、すべての資本取引を対象としているわけではありません。例えば、内資企業を外商投資企業へ変更しない場合の取引は管理弁法（草案）の対象となりません。

その他、管理弁法（草案）には以下の内容が含まれています。

- ▶ 被投資企業の経営範囲は、『外商投資産業指導目録』や『外商投資方向規定』における外商投資産業政策に関する規定に合致しなければならない。
- ▶ 持分の取引金額は持分の評価額を超えてはならず、資本金組入額は取引金額を超えてはならない。後者の差額は資本剰余金に計上することができる。



管理弁法(草案)と現行の登記弁法の比較

現行の登記弁法が、持分出資に係る商業登記に関する一般的な指針であるのに対して管理弁法(草案)は外商投資企業の設立に対する持分出資の手に特化した指針及び審査規定となっています。

	管理弁法(草案)	登記弁法
管轄当局	商務部及び省レベルの商務部門	国家工商総局及び各地の工商機関
適用範囲	国内外の投資者による国内企業持分を用いた外商投資企業の設立(上述の3種類の取引を含む)に適用。	通常、国内企業持分を用いた、一般的な有限責任会社または株式有限会社の設立に適用。
被投資企業の定義	国内の外商投資企業	国内の有限責任会社または株式有限会社(内資企業または外商投資企業)
持分企業の定義	国内の有限責任会社または株式有限会社(外商投資企業を含む)	国内の有限責任会社または株式有限会社(外商投資企業を含む)
資格を有する投資者	国内外の投資者はすべて資格を有する。	投資者の範囲に関する明確な規定はない。
投資条件を満たさない持分	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中国持株会社(外商投資性公司)、外商投資創業(持分)投資企業の持分 ▶ 前年度の外商投資企業連合年検を受けていない、または同年検に合格していない外商投資企業の持分 ▶ 持分出資により、被投資企業と持分企業が互いに持分を保有し合うことになる持分 ▶ 持分企業の登録資本金の払込が完了していない持分 ▶ 持分に質権が設定されている ▶ 持分が法に基づき凍結されている ▶ 持分企業の定款(契約)によって譲渡が禁止されている持分 ▶ 法律、行政法規または国務院の決定により、持分譲渡の承認が必要とされているが、当該承認を受けていない持分 ▶ 法律、行政法規または国務院の決定により持分譲渡をしてはならない持分 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 持分企業の登録資本金の払込が完了していない持分 ▶ 持分に質権が設定されている ▶ 持分が法に基づき凍結されている ▶ 持分企業の定款(契約)によって譲渡が禁止されている持分 ▶ 法律、行政法規または国務院の決定により、持分譲渡の承認が必要とされているが、当該承認を受けていない持分 ▶ 法律、行政法規または国務院の決定により持分譲渡をしてはならない持分

注目点

従来は、外国投資家は中国において新企業を設立する場合、現金または設備を出資に充てていました。管理弁法(草案)は、中国の投資家だけでなく、外国の投資家も中国国内で現在保有している持分を出資して、外商投資企業を設立することを認めています。中国において投資を行いたい外国投資家にとって、投資方法の選択の幅が広がり、キャッシュフローに関する圧力が軽減されることは間違いありません。

ただし一方で、管理弁法(草案)は厳格な審査及び監督も要求しています。外国投資家は以下の点について、特に注意が必要です。

法律上の制約事項

- ▶ 持分出資の完了時に、投資者が保有していた持分は被投資企業に移転する。出資完了後は、関連企業(持分企業、被投資企業及びそれらに直接または間接的に持分を保有される企業)の経営範囲は『外商投資産業指導目録』、『外商投資方向規定』その他の外商投資に関する規定に合致しなければならない。関連規定に合致しない場合、持分出資の申請前に、規定に抵触する資産や持分を処分しなければならない。
- ▶ 投資安全性審査制度(「外国投資者による国内企業の合併・買収に係る安全性審査制度の制定に関する通達」(国弁発[2011]6号)により導入)は2011年に開始したばかりで、多くの既存の持分投資が当該審査を受けていないと思われる。管理弁法(案)は、持分出資が安全性審査制度の対象に該当する場合、安全性審査を受ける必要がある旨を規定しており、この点においては持分出資は新規投資とみなされていることになる。自己の既存の投資に対する安全性審査の要否がわからない外国投資者は、審査のプロセスや影響について特に留意する必要がある。
- ▶ 被投資企業に係る外債登記及び輸入免税限度枠の計算に当たり(通常は両者とも登録資本金及び投資総額を基準額とする)、持分出資部分は基準額から除外される。当該部分に対応する免税枠は持分企業がすでに使用していると考えれば、当規定は理にかなっている。免税枠未使用の持分に関する例外規定はない。
- ▶ 持分企業と被投資企業の間持分の持ち合いは禁止されている。複雑な資本構成を有し、組織再編を行う企業は、当規定に注意が必要である。

税務上の影響

企業のグループ内再編は通常、簿価を移転される持分の金額として行われてきましたが、昨今は税務局による質疑の対象となっています。登記弁法と管理弁法(草案)はともに、出資に用いられる持分は国内の評価機関による評価を要求しています。当該規定により、持分出資により譲渡益が発生する可能性があります。

企業所得税法制度の下で、財税[2009]59号が企業再編の具体的な取り扱いを定めています。条件を満たす取引(特殊再編)の要件が持分交換となっている場合は、企業所得税の課税繰延の優遇措置を享受できる可能性があります。持分出資の審査規定は十分に整備されていなかったため、国内企業間での持分交換には関係当局の承認なしには実行できないというリスクが常に伴っていました。管理弁法(草案)が施行されると、企業所得税の課税の繰延を受けるための特殊再編の申請が容易になります。

その他、持分出資には以下のような潜在的な課税関係が生じます。

- ▶ **企業所得税**
現行の税法の規定に基づき、持分出資は持分譲渡及び出資という2つの取引から構成されるとみなされる可能性があります。この場合には、持分移転契約の効力が発生し、登録の変更が完了した時点で、持分譲渡所得が譲渡側/売却側の課税所得として認識されます。
- ▶ **印紙税**
持分出資は持分の移転に関連する場合は0.05%の印紙税の課税対象となります。また資本が増加した場合、資本金帳簿にも0.05%の税率によって印紙を貼付する必要があります。

意見の募集

管理弁法(草案)は、持分出資に対する厳格な制限や要求について規定していますが、一方で国内企業の再編に便宜を図り、外商投資に変化を与えるものであり、外国投資者から歓迎されるものであることも疑いありません。上述の通り、商務部は2011年5月20日まで意見を募集しており、投資者に対して法規作成への参加、作成者への提案の機会を与えています。意見の送付は中国政府法制情報サイト(www.chinalaw.gov.cn)を通して行うことができます。弊社は持分出資の取り扱いについて今後も注目し、最新情報があれば随時お伝えします。

連絡先:

▶ 华中区

沈珏文 (公司税服务)
+86 21 2228 2298
alfred.shum@cn.ey.com

夏燕 (公司税服务)
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com

章卿 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2871
bill.zhang@cn.ey.com

邓师乔 (公司税服务)
+86 21 2228 2116
carrie.tang@cn.ey.com

史川 (公司税服务)
+86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com

周康城 (公司税服务)
+86 21 2228 3009
derek.chow@cn.ey.com

卜新华 (人力资本服务)
+86 21 2228 3880
freeman.bu@cn.ey.com

高根强 (公司税服务)
+86 21 2228 2105
genqiang.gao@cn.ey.com

陶宗怀 (TARAS)
+86 21 2228 3268
iris.tao@cn.ey.com

Jennifer Williams
(国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2011
jennifer.williams@cn.ey.com

吕晨 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2798
jesse.lv@cn.ey.com

田雯琦 (转让定价服务)
+86 21 2228 2115
jessica.tien@cn.ey.com

Luis Coronado (转让定价服务)
+86 21 2228 3366
luis.coronado@cn.ey.com

林超苏 (间接税服务)
+86 21 2228 3006
michael-cs.lin@cn.ey.com

费敏 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2582
min.feii@cn.ey.com

俞志扬 (人力资本服务)
+86 21 2228 2287
norman.yu@cn.ey.com

夏俊 (公司税服务)
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com

Robert Smith (间接税服务)
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

陈嘉华 (公司税服务)
+86 21 2228 2327
sarah-kw.chan@cn.ey.com

Titus von dem Bongart (German Desk)
+86 21 2228 2884
titus.bongart@cn.ey.com

田川利一 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2118
toshikazu.tagawa@cn.ey.com

邱辉 (转让定价服务)
+86 21 2228 2941
travis.qiu@cn.ey.com

谭绮 (公司税服务)
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com

唐荣基 (公司税服务)
+86 21 2228 2186
walter.tong@cn.ey.com

▶ 华北区

兰东武 (公司税服务)
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com

蔡伟年 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 3230
andrew.choy@cn.ey.com

陈明宇 (公司税服务)
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com

黎颂喜 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2830
becky.lai@cn.ey.com

李婕 (公司税服务)
+86 10 5815 3890
catherine.li@cn.ey.com

郭康妮 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2855
connie.kwok@cn.ey.com

郭达文 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3377
david.kuo@cn.ey.com

陈翰麟 (公司税服务)
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com

糜广杰 (人力资本服务)
+86 10 5815 3990
jason.mi@cn.ey.com

苏学敏 (转让定价服务)
+86 10 5815 3380
joanne.su@cn.ey.com

李展伟 (公司税服务)
+86 10 5815 3383
joseph.lee@cn.ey.com

郝进军 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2805
julie.hao@cn.ey.com

吴红 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 3880
laura.wu@cn.ey.com

赵伟见 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3622
leo.chiu@cn.ey.com

高滨学（转让定价服务）
+86 10 5815 2834
manabu.takahama@cn.ey.com

魏伟邦（公司税服务）
+86 10 5815 3231
martin.ngai@cn.ey.com

闫晓光（公司税服务）
+86 10 5815 3226
samuel.yan@cn.ey.com

项思思（公司税服务）
+86 10 5815 2822
si-si.xiang@cn.ey.com

张伟伦（人力资本服务）
+86 10 5815 3301
william.cheung@cn.ey.com

▶ 华南区

Chris Finnerty（国际税务咨询服务）
+852 2629 3868
chris.finnerty@hk.ey.com

Christian Pellone（国际税务咨询服务）
+852 2629 3308
christine.pellone@hk.ey.com

袁泰良（公司税服务）
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com

陈子恒（企业交易税务服务）
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

赵大卫（公司税服务）
+86 755 2502 8180
david.chiu@cn.ey.com

陈耀东（公司税服务）
+86 20 2881 2738
enoch-yt.chan@cn.ey.com

许迅恺（转让定价服务）
+86 755 2502 8287
enoch.hsu@cn.ey.com

陈双荣（公司税服务）
+852 2629 3828
ivan.chan@hk.ey.com

许津瑜（企业交易税务服务）
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

钟道立（企业交易税务服务）
+852 2629 3991
ken.chung@hk.ey.com

孙梁励常（公司税服务）
+852 2629 3778
loretta.shuen@hk.ey.com

麦浩声（公司税服务）
+86 755 2502 8289
ho-sing.mak@cn.ey.com

张柏宁（转让定价服务）
+852 2846 9905
patrick.cheung@hk.ey.com

温志光（人力资本服务）
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com

陈建荣（公司税服务）
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com

彭绍龙（人力资本服务）
+86 755 2502 8160
sam.pang@cn.ey.com

王思敏（公司税服务）
+86 20 2881 2822
simon-sm.wang@cn.ey.com

曾慧明（企业交易税务服务）
+852 2849 9417
tami.tsang@hk.ey.com

Ernst & Young 安永

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で141,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版权所有。

FEA no. 03001148

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバルメンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china